

# 地域のヨリドコロとして

## 地域医療 70年

金山町が医療機関を開設してから、今年で70周年を迎えます。そもそも、あの時代に、なぜ町が医療機関を開設したのでしょうか。地方自治法は「地方自治体は、住民の福祉を増進する目的で、「公の施設」を設置することができる」と規定しています。金山町では昭和22年に、その公の施設の一つ「町営診療所」を設置しました。先人たちは、終戦直後の時代において、地域住民が安心して暮らせる環境をつくるために、まず必要なものが医療だという強い思いがあったのでしよう。

さらに、国民健康保険法は「国民健康保険事業を行う地方自治体は、病院・診療所を設置することができる」としています。国民健康保険制度を普及し無医地区等の医師不足の地域をなくする目的で、全国各地に国民健康保険直営診療施設（国保直診）が設置され、金山町でも、昭和26年の町立病院開設以来、今日の町立診療所となつても、地域に根差した「国保直診」として運営されているのです。改めて、70年間の足跡をたどってみましょう。

昭和22年	初めての町立医療機関「町営診療所」を開設。町の国民健康保険直営診療施設として「町立病院」を新築。常勤医師3人、病床数20床、手術室、レントゲン室、物理療法室等を備え、当時の新医療法に適合した最上郡初めての病院誕生。戦後間もない医療環境に恵まれてない時代にあつて、大きな注目を浴びた。
昭和31年	一般病床15床、結核病床30床の計45床に増床改築。結核感染の危険性が高い時代にあつて、結核患者撲滅に向けた診療が本格化。
昭和36年	他市町村で病院開設などの影響を受け、利用患者数の減少が問題となる。
昭和39年	会計を公営企業会計方式に切り替え、経営の合理化を進める。
昭和42年	開業医の廃業により、町内唯一の医療機関となる。
昭和46年	経営改善を図るため、一般病床37床、結核病床8床に変更。
昭和52年	待望の外科医と耳鼻咽喉科医が赴任し、保健衛生事業や救急患者対応の充実が期待が高まる。
昭和57年	結核病床を廃止し、一般病床37床体制に変更。築30年の木造建物の老朽化により、現在の鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階に改築移転。医師4人、看護師15人、一般病床50床の体制で新たなスタートを切る。
昭和58年	病院経営に関する重要事項の検討や助言を得るため、町国民健康保険病院経営委員会を設置。山形大学医学部からの日直・宿直応援医師の派遣が始まる。
昭和61年	大腸がん検診対応のため、大腸ファイバースコープを導入。
昭和62年	耳鼻咽喉科を廃止。常勤医師4人で内科、外科、小児科の3科に。
平成4年	小児科医退職により常勤医師3人に。
平成5年	救急病院の指定を受ける。
平成6年	改築以来待望の全身用CTスキャナーを導入。
平成8年	山大医学部の応援を得て、週2回の整形外科診療を開始。
平成9年	胃と大腸の検査に対応する内視鏡ビデオコープを導入。
平成10年	超音波画像診断装置を導入。
平成12年	外来の予約受付制を開始。
平成13年	内科医、外科医各1人着任し、9年ぶりに常勤医師4人体制に。
平成15年	介護保険制度スタート。訪問看護、訪問診療、訪問リハビリ等の在宅サービスが始まる。
平成17年	外来患者の薬を院外薬局に。
平成17年	水曜日夕方の延長診療（夕診）が始まる。
平成17年	常勤医師1人退職で3人体制に。
平成17年	経営改善を図るため、病院改革委員会や町民フォーラムで病院のあり方を議論。
平成20年	3月末で町立病院を廃止し、4月から19床の有床診療所「町立金山診療所」として再スタート。
平成26年	常勤医師3人から2人体制に。
平成28年	医師の宿直体制の維持が困難になったため、救急指定を休止。



ほっとクリニック vol.100記念特集

# 地域のヨリドコロとして

平成20年4月に町立病院改め再スタートした「町立金山診療所」が、町民のみなさんの拠り所となるよう、診療所や健康・医療に関する情報を皆さんに共有していただくため、同年11月号から始まった「ほっとくり」に。その100回掲載を記念し特集記事を組みました。これからの町立診療所、わが町の地域医療のあり方について、町民の皆さんと考える材料になれば幸いです。

# 診療所は次の段階へ

ステージ

## 地域医療・健康づくり・介護・福祉の連携拠点に

### 疾

病の治療や予防活動など、患者さんと医師の1対1の関係での医療サービスがこれまでの医療サービスの主な形態でした。しかし、超高齢化が到来するこれからは、一人ひとりが住み慣れた場所、その人らしく暮らし続けられるよう

にすることが最重要課題となっており、そのために、医療と介護、福祉などの各種サービスを総合的かつ一体的に提供できる地域社会の仕組み、つまり「地域包括ケアシステム」の構築が急がれており、医療はその一翼とならなければなりません。

## 地域包括ケアシステム ⇒これからの地域社会のしくみ

- 地域における包括ケアを、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民（高齢者）が住みなれた場所で、安心して一生その人らしい自立した生活ができるように、そのQOL（生活の質）の向上をめざすしくみ
- 包括医療・ケアとは、治療（キュア）のみならず保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスの全てを包含するもので、多職種連携、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケア
- 換言すれば、保健(予防)・医療・介護・福祉と生活の連携（システム）である
- 地域とは単なるArea(区域)ではなくCommunity(コミュニティ)を指す

山口 昇 広島県御調郡御調町「御調国保病院」院長  
現尾道市御調町「公立みつぎ総合病院」

## 地域包括ケアはまちづくり文化

### 町

民（高齢者）の皆さんが、住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるように、その人がどのような医療や支援を受ける必要があるのかという情報を包括的に把握し、それらを提供者側である「医療」「介護」「住まい」「行政」などの多職種間で共有しながら連携して、より効果的な医療や支援を提供することができるしくみこそ、これからの社会の必然的な姿だとも言われております。

ケアを受ける一人の人に関して、多職種のサービス提供者が連携して関わり、ケアに取り組むことが地域包括ケアの理念です。当町でも、地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員（ケアマネジャー）、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士などの多職種が情報交換をし、ケアにつなげられるように個別ケースごとのカンファレンス（検討会）などを定期的に開催するようになっており、まさに地域包括ケアの理念が徐々にではありませんが実践され始めています。

## 地域包括ケア ⇒ そのあるべき姿

- 地域包括ケアとは、サービスが連携して利用者の視点から一体的に提供される
- 連携とは、サービス提供者間の顔の見える関係
- 顔の見える関係とは、多職種協働による地域における総合的なチーム医療介護
- 利用者が次のサービスステージの見通しが立つことにより安心と信頼の基盤ができる

「歴史的な必然としてのケア文化の転換」猪飼周平 一橋大学教授

## 町立金山診療所の診療理念（平成13年10月20日制定を継承）

当診療所は、町民の皆様から支えられていることを肝に銘じ、医療を提供する体制の確保を図り、皆様の健康の保持に寄与することを誓い、次の8つの理念をもって診療に当たります。

- 1 診療所のスタッフである私たちは、皆様がいつも健康で明るい日常生活ができることを願い「予防医療」に努めます。
- 2 私たちは、研鑽を積み資質を高め、皆様に「良質で適切」な医療ができるよう努めます。
- 3 私たちは、「適切な説明」を行い、皆様のご理解を得られるよう努めます。
- 4 私たちは、皆様へ「安全」な医療の提供に努めます。
- 5 私たちは、皆様へ「安心」できる医療の提供に努めます。
- 6 私たちは、皆様との「信頼」が築かれる医療の提供に努めます。
- 7 私たちは、皆様へ「懇切丁寧」をモットーにした医療の提供に努めます。
- 8 私たちは、皆様が「いつも快適」な環境で診療が受けられるよう努めます。

## 町民に支えられる診療所に

### 地

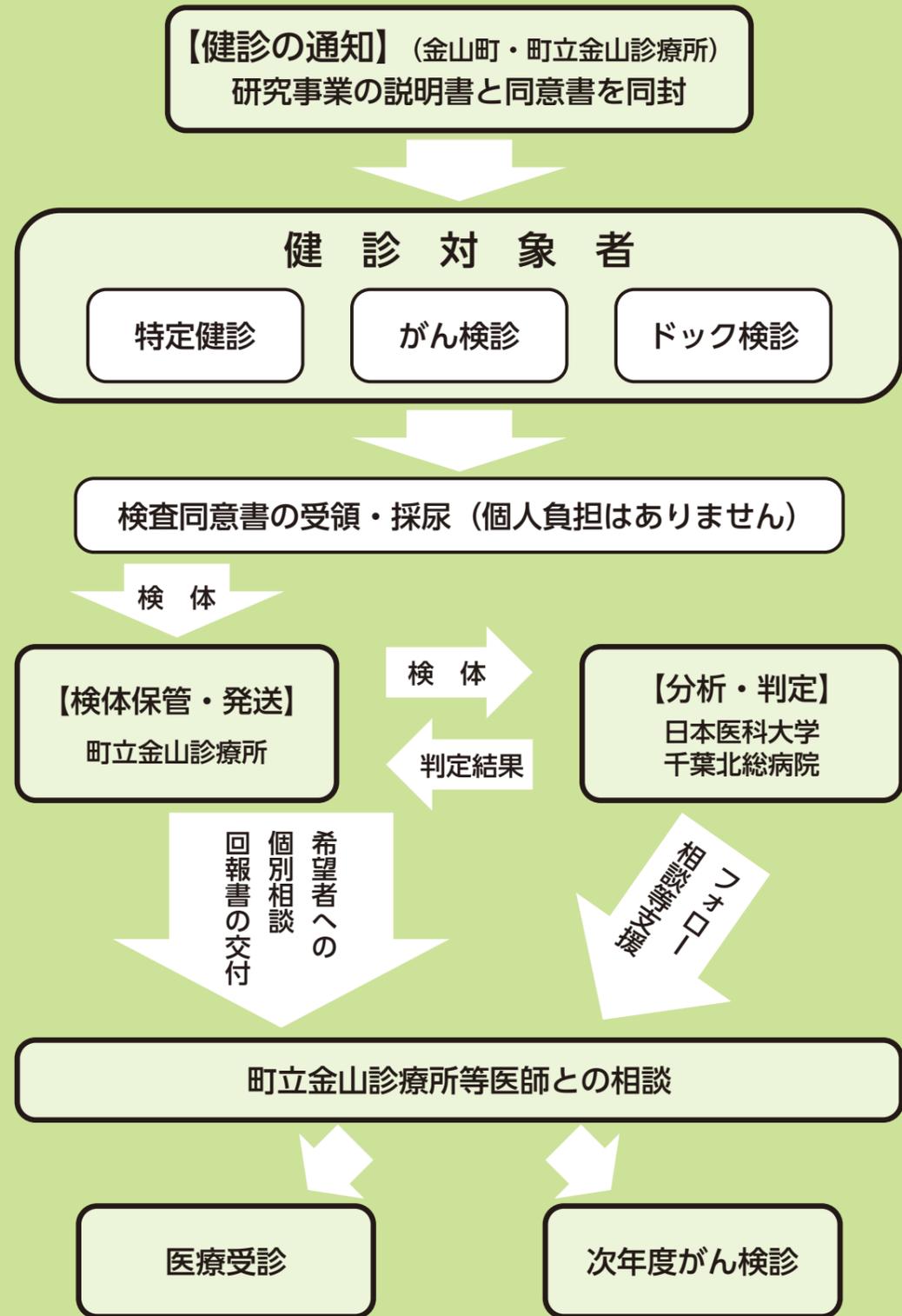
域医療の提供は、地域包括ケアを展開する上で、無くてはならないものであり、町民のみなさんの安心感の土台ともいえます。

その地域医療を担う国保直診・町立診療所は、町民の皆さんが、安心して暮らすことができ、住み続けたいと感じられる町づくりや地域づくりを進め、定住を促進し、人口減少の抑制を図っていくための「公の施設」であるという原点に立ち返り、町の地域包括ケアシステムの拠点機関としての機能を発揮することで、皆さんの理解と信頼が得られ、皆さんから支えていただけるようになるのではないのでしょうか。

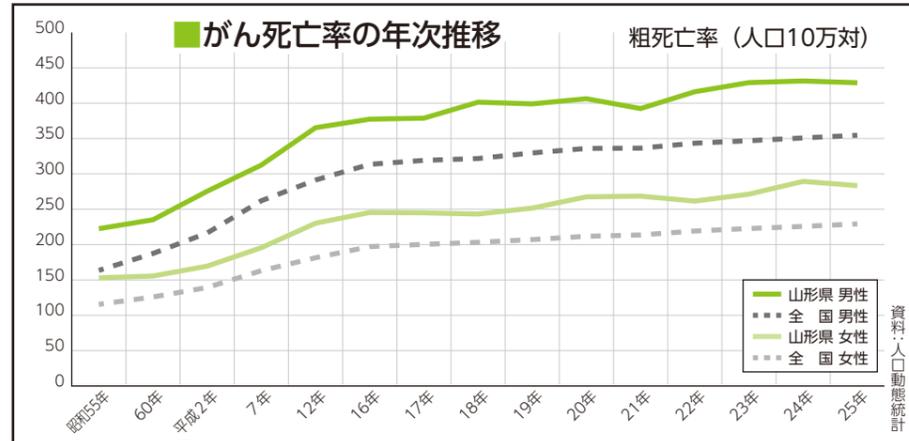
町立金山診療所の職員は、一人ひとりが、右記の診療理念に基づき、町民の健康を守っているのだという「自負」、医療・ケアを提供しているのだという「自覚」、診療所の運営に携わっているのだという「経営感覚」、町民の財産を預かっているのだという「責任感」を持って取り組んでいきます。

町立金山診療所は、町民皆さんの貴重な財産です。さらなるご理解とご支援をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＝がん特異的揮発性バイオマーカー同定研究事業の流れ＝



【用語解説】  
『同定(どうてい)』: 物質に固有な性質を利用して、単離した目的物質が何であることを明らかにすること。  
(出典: 大辞林 第三版)



がん早期発見のため

新たな健診を始めます!

＝がん特異的揮発性バイオマーカー同定研究＝

この事業の対象は、特定健診や人間ドック検診の40歳以上の方とします(がん既往歴のある方は除きます)。対象者には、健診のお知らせとともに同意書を送りますので、同意くださる方は、健診会場で同意書を提出のうえ、採尿いただきます。ご理解とご協力をお願いします。

新たな取り組みでがんを発見

がん探知犬と特殊装置



本医科大学千葉北総病院(千葉県印西市)では、世界的にも新しい取り組みとして、

がんが発する臭い物質(がん特異的揮発性バイオマーカー)を分析することによりがんの有無を調べる研究が進められています。その方法は、人間の数百万倍の嗅覚(きゆうかく)を有するとされる犬の特性に着目し、特殊な訓練を受けた犬(がん探知犬)と最新の特殊装置を使って、人間の尿によりがんの有無や種類を測定・分析するというものです。

がん探知犬は、どんな初期の小さながんでも、ほぼ100%がんの有無をかき分けることができます。それから最新装置を使い、

現在の研究段階ですが、実用化されることになれば、がん検診は著しく簡便になり、受診率の大幅な向上と、早期発見・早期治療が可能になり死亡率は大きく低減し、健康寿命の増進につながることを期待される、極めて意義のある研究です。

また一般住民を対象とした実績がない本研究において、当町の特定健診(生活習慣病予防健診)や人間ドック検診などの受診者等を対象として実証することで、研究の一層の推進が図られるとともに、町民の生活習慣病の予防と早期発見など、健康づくりに対する意識の一層の高揚につながることを目的といたします。